

岐阜県麦作共励会実施要領

1 趣旨

令和3年3月策定の「ぎふ農業・農村基本計画（令和3～7年度）」に基づき、「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくりを基本理念として、①ぎふ農業・農村を支える人材育成、②安心して身近な「ぎふの食」づくり、③ぎふ農畜産物のブランド展開、④地域資源を活かした農村づくり、の4つの基本方針に沿って各種施策が展開されている。

水田農業については、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するために、地域の現状・課題を踏まえ、水田活用の方向性を示す取組方針として「水田収益力強化ビジョン」が県段階・地域段階で作成されている。この中で麦類については、収量と品質の年次変動を改善し、安定生産につなげるべく、品種や土壌条件に応じた最適な施肥体系の確立・普及などが進められている。

これらの動きを先取りし、生産性が高く、実需者に求められる麦の生産性並びに経営改善など他の生産者の範となる麦作農家及び集団の取組を表彰し、その成果を広く紹介することを目的に、麦作共励会を実施する。

2 名称

この共励会は、岐阜県麦作共励会（以下「共励会」という。）と称する。

3 主催団体等

主 催 岐阜県麦作共励会

後 援 岐阜県、岐阜県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岐阜県本部
一般社団法人岐阜県米麦改良協会

4 共励会長

共励会の会長は、一般社団法人岐阜県米麦改良協会会長がこれにあたる。

5 対象地域及び対象作物

岐阜県内の麦全般を対象とする。

6 参加資格

全国麦作共励会実施要領に準じ、次の要件を満たす農家及び集団とする。

(1) 農 家

次の要件をすべて満たす農家（法人であるか、非法人であるかは問わない）であること。

- ア 「経営所得安定対策等実施要綱」（制定：平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知、改正：平成 31 年 4 月 1 日付け 30 政統第 2072 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 1 の 1 の（1）の対象となる農業者の要件を満たし、かつ、当該年産麦の作付面積が、1 ヘクタール以上であること。
- イ 当該年産麦の 10 アール当たり平均収量が、県の平均収量以上であること。
ただし、県の当該年産麦の 10 アール当たり平均収量が不明の場合は、当該農家が所属する単位農業協同組合管内 10 アール当たり平均収量とする。
- ウ 機械化体系により麦作を行っており、生産技術の改善等により、生産性及び品質の向上が顕著であること。
- エ 原則として、過去 3 か年以内に共励会において県最優秀賞を受賞したことがないこと。

(2) 集 団

次の要件をすべて満たす集団（複数戸の農家で構成され、法人であるか任意組織であるかは問わない）であること。

- ア 「経営所得安定対策等実施要綱」Ⅳの第 1 の 1 の（1）の対象となる農業者の要件を満たし、かつ、当該年産麦の作付面積が、おおむね 5 ヘクタール以上であること。
- イ 当該年産麦の 10 アール当たり平均収量が、県の平均収量以上であること。
ただし、県の当該年産麦の 10 アール当たり平均収量が不明の場合には、当該集団が所属する農業協同組合管内の 10 アール当たり平均収量とする。
- ウ 機械化体系により麦作を行っており、麦生産技術の改善等により生産性及び品質の向上が顕著であること。
- エ 集団の運営が円滑に行われていること。
- オ 原則として、過去 3 か年以内に共励会において県最優秀賞を受賞したことがないこと。

7 参加申込

農業協同組合長は、共励会に参加を希望する農家及び集団を「共励会参加申込書」（様式 1-2）により取りまとめ、「岐阜県麦作共励会参加申込書」（様式 1）によって 5 月上旬までに共励会長に申込むものとする。

8 審査

審査は、地区審査と県審査に区分して行い、各審査長及び審査員は共励会長が委嘱する。

(1) 地区審査

ア 地区審査は、農林事務所単位（但し、下呂は飛騨に含む）に行う。

イ 地区審査長及び地区審査員は、下記関係機関の職員をもって構成する。

地区審査長	農林事務所農業普及課長
地区審査員	農林事務所の関係職員（農業振興、農業普及）
〃	農協関係職員
〃	地区米麦改良協会関係職員

ウ 共励会長は、農業協同組合長から参加申込された農家及び集団を取りまとめ地区審査長に審査を依頼する。

エ 地区審査は、共励会参加申込のあった農家及び集団について、圃場審査を「岐阜県麦作共励会審査基準」（別記１）に準じて行う。但し、必要に応じて参考資料を求めて審査することができる。

オ 地区審査長は、共励会長に審査の結果を「岐阜県麦作共励会推薦書」（様式２）により、原則として参加申込の農家または集団３点に１点を５月中旬までに推薦するものとする。

また、地区審査長は推薦する農家及び集団の麦サンプル１kg（水分１２．５％以下）を６月下旬までに共励会事務局へ提出し品質評価を依頼する。そして、全国様式による「推薦理由書」（様式２－２）、「報告書」（別紙様式２）及び必要に応じて参考資料を８月中旬までに共励会事務局へ提出する。

カ 地区審査員が審査に事情で出席出来ない場合は、当該地区審査員が所属する機関の職員を地区審査長の承認のもと代理とすることができる。

（２）県審査

ア 県審査長及び県審査員は、下記の関係機関の職員をもって構成する。

県審査長	岐阜県農業技術センター所長
県審査員	岐阜県農政部農業経営課地域支援係土地利用型作物担当
〃	岐阜県農政部農産園芸課米麦大豆係長
〃	岐阜県農業技術センター作物部長
〃	岐阜県農業協同組合中央会岐阜県JA担い手サポートセンター技術主管
〃	全国農業協同組合連合会岐阜県本部営農支援部技術主管
〃	全国農業協同組合連合会岐阜県本部米穀部米穀販売課長
〃	一般社団法人岐阜県米麦改良協会事務局長

イ 共励会長は、地区審査長から推薦された農家及び集団を取りまとめ、県審査長に審査を依頼する。

ウ 県審査は地区審査長から推薦された農家及び集団について、「岐阜県麦作共励会の評価基準」（別記2）により、5月下旬に圃場審査及び9月上旬に「岐阜県麦作共励会総合評価基準」により「岐阜県麦作共励会推薦書」（様式2）「推薦理由書」（様式2-2）、「報告書」（別紙様式2）及び必要に応じて参考資料をもとに総合審査を行う。

エ 地区審査長から提出のあった麦サンプルについては、共励会事務局で8月中旬までに品質評価を行い、結果を地区審査長に報告し県へ提出する「報告書」（別紙様式2）に記載し審査に供する。

オ 県審査員が圃場審査及び総合審査に事情で出席できない場合は、当該県審査員が所属する機関の職員を県審査長の承認のもと代理とすることができる。

カ 県審査長は、審査の結果を共励会長へ報告する。

(3) 出品者は、審査の結果についての異議申し立ては出来ない。

(4) ここに定めない事項で、とくに必要を生じた場合は、県審査長が別に定める。

9 表彰

共励会長は、審査の結果に基づき、優秀な農家及び集団を表彰することができる。また、最優秀賞については、岐阜県知事賞に推薦することができる。

最優秀賞 農家及び集団各1点以内

優 秀 賞 若干名

優 良 賞 若干名

奨 励 賞 各部門で上記賞の該当者がいない場合に共励会長の判断で授与することができる。

10 全国麦作共励会(東海・近畿ブロック)への推薦

共励会長は県審査の結果に基づき、県最優秀農家1名及び集団1団体を全国麦作共励会(東海・近畿ブロック)へ推薦することができる。

11 この要領に定めない事項で、特に必要を生じた場合は、共励会長が別に定める。

12 共励会事務局

共励会の事務局は、下記に置く。

一般社団法人 岐阜県米麦改良協会

所在地 〒500-8367 岐阜市宇佐南4丁目13番1号

TEL 058-276-5335

FAX 058-276-5319

E-mail beibaku@aioros.ocn.ne.jp

附 則

この要領は、令和3年4月1日 一部改訂。

(別記1)

岐阜県麦作共励会審査基準

審査項目	配点	審査上の留意点
1 経営状況	20	経営形態（経理の一元化、作業受託状況など）、経営規模、作付体系（麦作前後の栽培体系など）の状況等を重点に採点する。
2 栽培技術	30	栽培管理（①排水対策の徹底、②機械播種体系など）、播種期（③適期播種など）、肥培管理（④基肥、穂肥の時期及び量、⑤土作りなど）、防除（⑥除草、赤かび防除）等が立地条件や経営規模等に応じ、適切に行われているかについて採点する。 *①～⑥ 各5点
3 品質及び収量	30	検査数量及び品質（検査等級・成分分析）のほか自家用についても聴き取り等により経営全体の収量を推定して採点する。
4 地域での波及効果	20	麦作経営改善の面から、麦作意欲・技術水準・収益の状況・創意工夫・活動状況等・地域あるいは県下の麦作集団、農家の範としての波及効果が高いかどうかについて、総合的見地から採点する。

(別記2)

岐阜県麦作共励会の評価基準

県審査員による圃場審査及び総合審査の評価については、下記により実施する。

1 圃場審査

「岐阜県麦作共励会審査基準」(別記1)により現地調査を行い採点する。

2 総合審査

- (1) 総合審査は定量的評価に重きをおいて実施し、定性的評価(圃場審査結果)はその補完と位置付ける。
- (2) 定量的評価は、地区審査長から提出された報告書のデータについて別紙の「岐阜県麦作共励会総合審査基準」に基づいて評価する。
- (3) 共励会長賞(最優秀賞、優秀賞、優良賞)の授与は、原則として次の基準を満たした農家及び集団を対象とする。
 - 最優秀賞は原則として定量的評価の点数が満点の25点の80%(20点)以上の農家及び集団各1点を対象とする。
 - 優秀賞は原則として定量的評価の点数が満点の25点のおおむね70%(16点)以上を対象とする。
 - 優良賞は原則として定量的評価の点数が満点の25点のおおむね50%(12点)以上を対象とする。
 - 定量的評価の点数が満点の25点のおおむね50%(12点)を下回る対象については、各部門で上記賞の該当者がいない場合等必要に応じて奨励賞を授与することができる。
- (4) 共励会長賞のうち最優秀賞、優秀賞については、原則として単収、外観品質(1等比率)及びタンパク含量の3つがいずれも県平均を上回っていること。
- (5) 特別賞は、次の農家及び集団各1点を対象として該当数に応じて関係機関に推薦する。
 - 県知事賞は、最優秀賞を授与する農家及び集団を県に推薦する。
 - 県農業協同組合中央会長賞は、優秀賞のうち最も点数が高い農家及び集団を県農業協同組合中央会に推薦する。
 - 全農岐阜県本部運営委員会会長賞は、優秀賞のうち県農業協同組合中央会長賞に次いで点数が高い農家及び集団を全農岐阜県本部に推薦する。
 - 岐阜県米麦改良協会会長賞は、優秀賞のうち全農岐阜県本部会長賞に次いで点数が高い農家及び集団を推薦する。
- (6) 県最優秀賞受賞の農家及び集団について、その成績が全国麦作共励会に相応する水準に達していると判断される場合には、全国麦作共励会(東海・近畿ブロック)に推薦する。